

第99回

定時株主総会 招集ご通知

日時

2021年6月23日（水曜日）
午前10時

場所

東京都品川区大崎 1-11-1
ゲートシティ大崎 ゲートシティホール

議案

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役2名選任の件

新型コロナウイルスに関するお知らせ

本定時株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をご確認のうえ、感染予防にご配慮賜りますようお願い申し上げます。

また、本定時株主総会の運営に変更が生じた場合は、以下当社ホームページに掲載いたしますので、ご確認ください。

<https://www.smk.co.jp/>

株主総会ご出席者へのお土産は取りやめさせていただいております。

株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、新型コロナウイルス感染症による影響を受けられた皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

ここに、当社第99回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

2021年6月8日

S M K 株式会社

代表取締役社長 池田 靖光



招集ご通知

第99回定時株主総会招集ご通知

1. 日 時 2021年6月23日（水曜日）午前10時

2. 場 所 東京都品川区大崎1-11-1
ゲートシティ大崎 ゲートシティホール

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項** (1) 第99期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第99期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件

- 決議事項** 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役2名選任の件

※ お土産の配布及び株主説明会の開催は、中止させていただきます。

4. その他本招集ご通知に関する事項

- (1) 添付書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合には、インターネット上の当社ホームページ (<https://www.smk.co.jp/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。
- (2) 次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条に基づき、インターネット上の当社ホームページ (<https://www.smk.co.jp/>) に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知には記載していません。
 - ① 事業報告の「財産及び損益の状況」、「主要な事業内容」、「主要な営業所及び工場」、「従業員の状況」、「主要な借入先及び借入額」、「株式に関する事項」、「社外役員の主な活動状況」、「社外役員の報酬等の総額等」、「責任限定契約の内容の概要」、「会計監査人に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要及び当該体制の運用状況」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
 - ④ 監査報告書の「連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書」
 なお、監査役及び会計監査人は、上記ホームページ掲載事項を含む連結計算書類及び計算書類を監査しております。

以上

議決権行使についてのご案内

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。新型コロナウイルス感染を避けるため、郵送（A）またはインターネット（B）の方法を推奨いたします。

A 郵送による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示のうえ、**2021年6月22日（火曜日）午後5時5分**までに到着するようご返送ください。

B インターネットによる議決権行使



当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、**2021年6月22日（火曜日）午後5時5分**までにご行使ください。
詳しくは、次頁をご覧ください。

C 株主総会への出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、第99回定時株主総会招集ご通知（本書）をご持参ください。

郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

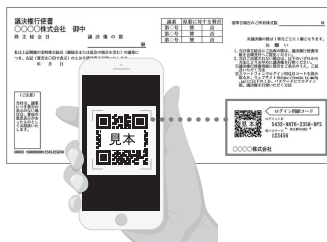
また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙の右下に記載のログイン ID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙の右下に記載の QR コードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリック。

- 3 新しいパスワードを登録する。

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時~午後9時)

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

配当金につきましては、連結業績を基本として中長期の収益力及び内部留保の状況などを勘案し決定しておりますが、当期の期末配当金につきましては、以下のとおりとさせていただきます。存じます。

期末配当に関する事項

1 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 50円

総額 324,565,550円

2 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月24日

第2号議案 取締役2名選任の件

取締役原哲雄、石川薫の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。



候補者
番号 **1** はら 哲雄
(1966年12月20日生)

再任
所有する当社株式の数 **4,700株**

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2007年7月	当社入社	2019年4月	当社営業本部長（現在）
2014年6月	当社執行役員、営業副本部長		当社アジア圏営業担当（現在）
2018年6月	当社常務執行役員（現在）	2019年6月	当社取締役（現在）
		2021年4月	当社開発センター担当（現在）

取締役候補者とした理由

原哲雄氏は、営業戦略の策定・実行に携わるなど豊富な経験と実績を有しており、当社グループ全体の営業に関わる事項等を統括しております。引き続き、取締役としての職務を適切に遂行し、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に資する人材であると判断しましたので、取締役候補者いたしました。



候補者
番号 **2** いしかわ 薫
(1950年11月7日生)

再任
社外
独立
所有する当社株式の数 **700株**

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1972年4月	外務省入省	2014年4月	川村学園女子大学特任教授
2002年9月	国際社会協力部長	2014年5月	(学)川村学園理事（現在）
2005年1月	経済局長	2015年6月	(一社)日本外交協会理事（現在）
2007年1月	在エジプト特命全権大使	2016年6月	清水建設(株)社外監査役（現在）
2010年6月	在カナダ特命全権大使	2017年6月	当社取締役（現在）
2013年4月	同省退官	2020年6月	(公財)三菱UFJ国際財団理事（現在）
2013年6月	(公財)日本国際フォーラム専務理事		

(重要な兼職の状況) 清水建設(株)社外監査役、(学)川村学園理事、
(一社)日本外交協会理事、(公財)三菱UFJ国際財団理事

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

石川薫氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、国際情勢に関する深い見識と外交官としてこれまで培ってきた豊富な経験を有しております。これらに基づく専門性と知見を活かした助言及び監督を行っていただくことにより、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待されるため、引き続き社外取締役候補者いたしました。

(注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

2. 所有する当社株式の数には、2021年3月31日現在の役員持株会名義分の単元株式数を含んでおります。

3. 石川薫氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

4. 当社は石川薫氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は当該契約を継続する予定であります。

5. 石川薫氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。

以上

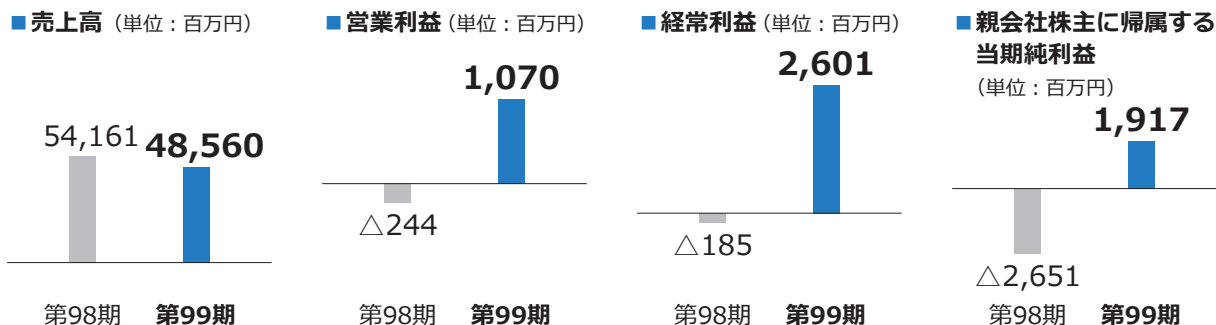
1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、年前半は新型コロナウイルス感染拡大による経済活動の停滞により急激な景気後退を余儀なくされることとなりましたが、各国政府の財政支援や金融緩和政策の継続もあり世界景気は年後半に持ち直すこととなりました。年明け以降はコロナワクチン接種が広がる一方で変異ウイルスの感染拡大もあり依然として不透明な状況が続いております。

当電子部品業界におきましては、新型コロナウイルスの感染拡大が車載市場、情報通信市場、産業機器市場に影響を与えることとなりました。車載市場では自動車販売が中国においていち早く回復し、世界全体でも回復基調にあります。未だコロナ前の水準には至っておりません。また、世界的な自動車用半導体不足の影響も懸念され、先行きは不透明になりつつあります。情報通信市場ではスマートフォンは低調に推移しましたが、リモートワーク拡大によるタブレットなどの需要増があり、情報通信市場全体の需要は微減となりました。産業機器市場では設備投資の落ち込みによる需要減が続いております。

当社におきましても新型コロナウイルス感染対策を徹底し、積極的な新製品の投入とコスト削減に努めた結果、当連結会計年度の売上高は485億6千万円(前期比10.3%減)、営業利益は10億7千万円(前期は営業損失2億4千4百万円)となりました。経常利益は26億1百万円(前期は経常損失1億8千5百万円)、親会社株主に帰属する当期純利益は19億1千7百万円(前期は親会社株主に帰属する当期純損失26億5千1百万円)となりました。



セグメント別売上実績

(単位：百万円)

セグメント	第98期（前期）	第99期（当期）	対前期 増減率
CS事業部	18,670	19,840	6.3%
SCI事業部	35,137	28,431	△19.1%
開発センター	281	252	△10.0%
その他	73	36	△50.4%
合計	54,161	48,560	△10.3%

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

セグメント別の概況



CS事業部

主要製品 コネクタ（同軸、FPC）、ジャック

コネクタは、情報通信市場においては、リモートワークやオンライン授業の拡大に伴う米国得意先タブレット用の需要増に加え、中国得意先スマートフォン用が好調で前年を上回る結果となりました。家電市場においては、ゲーム機用やTV用新規コネクタが順調に拡大し前年を上回りました。車載市場では、第2四半期までは新型コロナウイルス感染拡大による自動車販売不振の影響を大きく受け低調に推移しましたが、第3四半期に入り中国、米国などを中心に受注が回復し、当連結会計年度では前期並みとなりました。

この結果、当事業の売上高は198億4千万円（前期比6.3%増）、営業利益は14億4千4百万円（前期比924.3%増）となりました。



SCI事業部

主要製品 リモコン、スイッチ、カメラモジュール、タッチセンサー

家電市場においてリモコンは、サニタリー用や住宅設備用は前年を上回りましたが、エアコン用が第1四半期に東南アジアの生産拠点での操業一時停止や稼働率低下の影響を受け減少したことや、セットトップボックス用が第4四半期に入り減少したことなどにより家電市場全体では前年を下回りました。車載市場では、カメラモジュールなどのユニットとタッチセンサーが第3四半期に入り受注回復基調に転じたものの、当期間累計では世界的な自動車販売不振の影響を受け、前年を割り込む結果になりました。情報通信市場においては、米国得意先スマートフォン用スイッチが減少し前年を下回りました。

この結果、当事業の売上高は284億3千1百万円(前期比19.1%減)、営業損失は7千2百万円(前期は営業利益1千万円)となりました。



開発センター

主要製品 無線モジュール

開発センターの主力事業、無線通信モジュールの売上の中心であるBluetooth®モジュールにおいて決済端末用は拡大しましたが、モバイルプリンター用が減少し、前年を下回りました。

この結果、当事業の売上高は2億5千2百万円(前期比10.0%減)、営業損失は2億7千7百万円(前期は営業損失2億7千9百万円)となりました。

2. 資金調達及び設備投資についての状況

当期は、社債又は新株式の発行等による資金調達は行っておりません。

当期における設備投資は、新製品開発や生産の自動化、省力化を図るための金型や機械を中心に、22億5千6百万円となりました。

3. 対処すべき課題

世界経済の先行きは、新型コロナウイルスがワクチン接種の広がりにより感染拡大に一定の歯止めがかけられつつあり、全体としては回復軌道に向かい始めております。しかしながら、変異ウイルスの感染拡大に加え米中対立の激化といった下振れリスク要因が残存し、足許では半導体の供給不足が顕在化する等依然として不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く事業環境は、世界経済の不確実性が高まりつつあるなかで車載市場におけるCASEの進展や情報通信市場における5G、IoTの普及拡大などにより新しいビジネスチャンスが生まれてきております。

当社グループの新型コロナウイルス対策としては、社員の健康と、事業活動の低下を最小限に抑えることを第一に考え、グループの工場やオフィスにおいて感染防止策を徹底しております。

生産拠点については、国内はもとより主要海外生産拠点である、中国、マレーシア、フィリピン、メキシコ工場においても、新型コロナウイルス感染防止策をとった上で、正常に操業しております。また、世界各国の営業拠点についても、テレワークを活用しグローバルな営業活動を維持継続しております。

斯かる環境下、当社グループとしては、お客様のニーズに適確に対応するとともに、積極的な新製品投入と一層の原価低減、経費削減に努めてまいります。

4. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
SMK Electronics Corporation, U.S.A.	15,100千米ドル	100.0%	当社及び当社子会社の製品の販売
SMK Trading (H.K.) Ltd.	200千香港ドル	*100.0%	当社及び当社子会社の製品の販売
SMK Electronics (Dongguan) Co., Ltd.	88,232千中国元	*100.0%	電子部品の生産並びに当社及び当社子会社への販売
SMK Electronics (Shenzhen) Co., Ltd.	22,480千中国元	100.0%	電子部品の生産並びに当社及び当社子会社への販売

(注) 1. *印はすべて間接所有です。

2. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

2 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	池田 靖光	
代表取締役副社長	角 芳幸	CTO、技術本部、開発センター担当
取締役	ポール エヴァンス (Paul Evans)	欧米州圏営業担当
取締役	原 哲雄	営業本部長、アジア圏営業担当
取締役	社外 中村 利雄	公益財団法人全国中小企業振興機関協会 会長 株式会社アオキスーパー 社外取締役
取締役	社外 石川 薫	清水建設株式会社 社外監査役 学校法人川村学園 理事 一般社団法人日本外交協会 理事 公益財団法人三菱UFJ国際財団 理事
常勤監査役	社外 福井 盛一	
監査役	社外 中島 成	中島成総合法律事務所 弁護士
監査役	社外 西村 文男	株式会社京三製作所 社外監査役

- (注) 1. 取締役中村利雄及び石川薫の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役中村利雄氏の重要な兼職先である公益財団法人全国中小企業振興機関協会、株式会社アオキスパーは、当社と特別な関係はありません。また、当社は、同氏を当社の独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。
3. 取締役石川薫氏の重要な兼職先である清水建設株式会社、学校法人川村学園、一般社団法人日本外交協会、公益財団法人三菱UFJ国際財団は、当社と特別な関係はありません。また、当社は、同氏を当社の独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。
4. 監査役福井盛一、中島成及び西村文男の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 監査役福井盛一氏は、金融機関勤務を通して培った豊富な知識・経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、当社は、同氏を当社の独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。
6. 監査役中島成氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に精通し、企業経営に関する相当程度の知見を有するものであります。また、当社は、同氏を当社の独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。
7. 監査役西村文男氏は、金融機関勤務を通して培った豊富な知識・経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、重要な兼職先である株式会社京三製作所は、当社と特別な関係はありません。また、当社は、同氏を当社の独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。

2. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

1 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、固定報酬である月額報酬、業績連動報酬である賞与及び退職慰労金並びに株式給付信託により構成されております。それぞれの業績連動報酬のうち、賞与については各事業年度に対する経営責任を明確にして業績を向上させることを目的に、退職慰労金については中長期的な業績向上と企業価値の増大を目的に、株式給付信託については取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、株主価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とします。なお、社外取締役については、経営に対する独立性の観点から、月額報酬のみとします。

監査役の報酬は、経営に対する独立性の観点から月額報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は監査役会での協議によって決定しております。

当社は、以上の基本方針に基づき、取締役会決議により、下記のとおり、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定めております。

2 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の基本報酬は、固定報酬である月額報酬とし、職責や社員の給与水準等を総合的に勘案して決定します。

3 業績連動報酬（含む非金銭報酬）の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

賞与は、連結業績を反映した現金報酬としており、企業活動の最終的な業績を示す連結当期純利益に概ね連動して取締役賞与支給基準に基づき算出された額を毎年一定の時期に支給します。

退職慰労金は、連結当期純利益に概ね連動して取締役退職金規定に基づき毎年算出された額を積み立て、退職時に在籍時の業績への貢献度を考慮し支給します。

株式給付信託（非金銭報酬）は、毎年、役員株式給付規程に基づき、役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントを付与し、退職時に、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、付与された累計ポイント数に応じた数の当社株式を本信託から給付します。

当事業年度を含む連結当期純利益（選定した業績指標）の推移は1. 企業集団の現況に関する事項に記載のとおりです。

4 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

社外取締役を除く取締役の報酬は、会社の企業業績、企業価値向上の意識を取締役が高く持つよう、固定報酬よりも業績連動報酬の割合が大きくなる設計としています。

その方針に従い、取締役賞与支給基準では、固定報酬に対する業績連動報酬（賞与）の比率が0～200%の範囲内で変動するよう規定しております。

5 取締役及び監査役の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の報酬額については、その総額は2016年6月22日開催の第94回定時株主総会で年額5億円以内（うち、社外取締役50百万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人部分の給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役1名）です。また、上記報酬限度額とは別枠で、2018年6月22日開催の第96回定時株主総会において、株式報酬制度導入につき決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は4名です。

監査役の報酬額については、その総額は2006年6月20日開催の第84回定時株主総会で年額60百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

取締役会決議に基づき、代表取締役社長池田靖光が取締役の個人別の報酬額の具体的内容について委任をうけるものとし、その委任される権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とします。権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役会において、職責や社員の給与水準等を総合的に勘案し、決定方針に定められた基準及び規程等に従って報酬等が算定されていることを確認しているため、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

6 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	退職慰労金	
取締役	136	86	28	8	13	5
(うち社外取締役)	(13)	(13)	(-)	(-)	(-)	(2)
監査役	16	16	-	-	-	3
(うち社外監査役)	(16)	(16)	-	-	-	(3)

- (注) 1. 上記の取締役には、無報酬の取締役1名を除いております。
 2. 業績連動報酬等は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額を記載しております。
 3. 非金銭報酬等は、当事業年度に係る役員株式給付引当金繰入額を記載しております。
 4. 退職慰労金は、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額を記載しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	28,903
現金及び預金	8,799
受取手形及び売掛金	11,242
電子記録債権	1,325
商品及び製品	2,721
仕掛品	707
原材料及び貯蔵品	3,118
その他	1,050
貸倒引当金	△61
固定資産	21,428
有形固定資産	15,403
建物及び構築物	4,888
機械装置及び運搬具	3,223
工具、器具及び備品	1,162
土地	5,939
リース資産	9
使用権資産	51
建設仮勘定	128
無形固定資産	93
その他	93
投資その他の資産	5,931
投資有価証券	3,113
長期貸付金	90
退職給付に係る資産	2,058
繰延税金資産	92
その他	661
貸倒引当金	△84
資産合計	50,332

科目	金額
負債の部	
流動負債	15,498
支払手形及び買掛金	5,029
短期借入金	6,122
未払金	1,775
未払法人税等	330
賞与引当金	716
役員賞与引当金	28
その他	1,495
固定負債	7,082
長期借入金	5,180
繰延税金負債	954
役員退職慰労引当金	147
退職給付に係る負債	61
役員株式給付引当金	14
その他	723
負債合計	22,580

純資産の部	
株主資本	28,900
資本金	7,996
資本剰余金	12,057
利益剰余金	13,241
自己株式	△4,394
その他の包括利益累計額	△1,149
その他有価証券評価差額金	288
繰延ヘッジ損益	△7
為替換算調整勘定	△1,997
退職給付に係る調整累計額	568
純資産合計	27,751
負債純資産合計	50,332

連結損益計算書（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
売上高		48,560
売上原価		40,119
売上総利益		8,441
販売費及び一般管理費		7,370
営業利益		1,070
営業外収益		
受取利息	21	
受取配当金	50	
不動産賃貸料	1,066	
為替差益	160	
雇用調整助成金	542	
その他	525	2,366
営業外費用		
支払利息	108	
不動産賃貸原価	567	
支払補償費	87	
その他	71	834
経常利益		2,601
特別利益		
固定資産売却益	21	
その他	0	21
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	79	
減損損失	130	
投資有価証券評価損	112	
関係会社整理損	22	
その他	5	351
税金等調整前当期純利益		2,271
法人税、住民税及び事業税		297
法人税等調整額		93
当期純利益		1,881
非支配株主に帰属する当期純損失		35
親会社株主に帰属する当期純利益		1,917

計算書類

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位: 百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	28,960
現金及び預金	3,070
受取手形	79
電子記録債権	1,325
売掛金	12,030
商品及び製品	995
仕掛品	22
原材料及び貯蔵品	1,002
前払費用	43
短期貸付金	10,543
その他	830
貸倒引当金	△982
固定資産	15,517
有形固定資産	6,645
建物	2,482
構築物	54
機械及び装置	596
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	401
土地	3,005
リース資産	104
無形固定資産	45
ソフトウェア	28
その他	17
投資その他の資産	8,826
投資有価証券	1,976
関係会社株式	4,373
関係会社出資金	803
長期貸付金	57
前払年金費用	1,263
その他	436
貸倒引当金	△84
資産合計	44,478

科目	金額
負債の部	
流動負債	13,029
支払手形	1,238
買掛金	3,798
短期借入金	4,300
1年内返済予定の長期借入金	1,667
リース債務	74
未払金	526
未払費用	210
未払法人税等	71
前受金	0
預り金	67
前受収益	59
賞与引当金	521
役員賞与引当金	28
その他	465
固定負債	5,993
長期借入金	5,180
リース債務	67
繰延税金負債	292
役員退職慰労引当金	145
役員株式給付引当金	14
その他	292
負債合計	19,022
純資産の部	
株主資本	25,187
資本金	7,996
資本剰余金	12,057
資本準備金	12,057
利益剰余金	9,474
利益準備金	1,306
その他利益剰余金	8,168
配当平均積立金	550
退職積立金	370
土地圧縮積立金	83
建物等圧縮積立金	13
特別償却準備金	9
別途積立金	2,265
繰越利益剰余金	4,876
自己株式	△4,341
評価・換算差額等	268
その他有価証券評価差額金	276
繰延ヘッジ損益	△7
純資産合計	25,455
負債純資産合計	44,478

損益計算書（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
売上高		38,963
売上原価		36,046
売上総利益		2,917
販売費及び一般管理費		3,452
営業損失		534
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	585	
不動産賃貸料	719	
雇用調整助成金	442	
雑収入	29	1,777
営業外費用		
支払利息	101	
不動産賃貸原価	302	
為替差損	41	
貸倒引当金繰入額	142	
貸倒損失	115	
雑損失	33	736
経常利益		505
特別利益		
固定資産売却益	12	
その他	0	12
特別損失		
固定資産除却損	0	
減損損失	3	
投資有価証券評価損	112	
関係会社株式評価損	338	
その他	0	454
税引前当期純利益		64
法人税、住民税及び事業税		34
法人税等調整額		85
当期純損失		55

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

S M K 株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石田大輔 (印)

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤武男 (印)

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、SMK株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第99期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を開覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月20日

S M K株式会社 監査役会

常勤監査役(社外) 福井盛一 (印)

監査役(社外) 中島成 (印)

監査役(社外) 西村文男 (印)

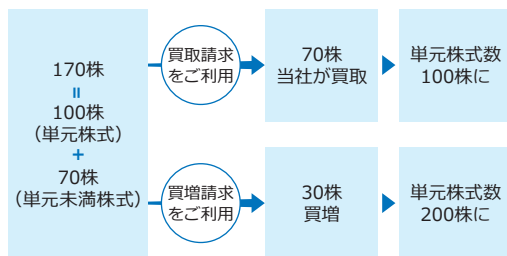
以上

株式に関する お問合せ先・お手続き先

1. 配当金のお振込、単元未満株式の買取・買増請求、特別口座から証券会社の口座へのお振替、住所変更等のお手続き窓口は次のとおりです。

証券会社に口座を開設されている株主様	→	口座を開設された証券会社にご照会ください。
証券会社に口座を開設されていない (特別口座に記録されている) 株主様	→	当社の特別口座の口座管理機関(兼株主名簿管理人)である三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部(0120-232-711通話料無料)にご照会ください。

● 買取・買増請求制度の例(170株ご所有の場合)



2. 配当金をお受け取りになっていない株主様は、上記の三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部の電話照会先にご連絡ください。

株主総会会場 ご案内図

会場 ゲートシティホール
(ウエストタワー地下1階)
東京都品川区大崎1-11-1 ゲートシティ大崎
TEL 03-5496-5311

交通 ●山手線 ●湘南新宿ライン
●埼京線 ●りんかい線
「大崎駅」下車
南改札口より 徒歩3分



ホームページのご案内

当社ホームページでは、事業内容をはじめ、最新のニュースリリースやIR情報を掲載しております。ぜひご覧ください。

<https://www.smk.co.jp/>



※Bluetooth® ワードマークおよびロゴは登録商標であり、Bluetooth SIG, Inc. が所有権を有します。SMK株式会社は使用許諾の下でこれらのマークおよびロゴを使用しています。

SMK株式会社

〒142-8511 東京都品川区戸越6丁目5番5号
TEL 03-3785-1111 (代表) FAX 03-3785-1068

